

広島県告示第千二百二十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって定められた次の放置等を禁止する区域及び物件の指定を廃止する。

令和五年十月三十日

鯉崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

令和四年広島県告示第六百八十号で指定した放置等を禁止する区域のうち次に掲げる区域及び物件

一 地方港湾鯉崎港放置等禁止区域

鯉崎地区

1 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「鯉崎」（北緯三四度一七分〇〇秒〇〇〇八、東経一三二度五五分五三秒〇一八五、標高八〇・〇二メートル）

基点一 基準点から七二度〇七分〇九秒の方向二一六・五四メートルの点

基点二 基点一から一二六度一三分四六秒の方向五四四・四六メートルの点

基点三 基点二から一三四度〇八分四八秒の方向二九六・一二メートルの点

基点四 基点三から一八三度五九分五九秒の方向七九・二二メートルの点

二 地方港湾鯉崎港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作

三 指定を廃止する年月日

令和六年一月一日